

環 境 方 針

環境基本条例（条例第117号 前文）

わたしたちのふるさと能代は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、そして豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山地や奥羽山脈に連なる美しい山々をのぞみ、天然秋田杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれている。これまで、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統のある文化、風土が育まれ、さらには次世代の活力と発展につながる基盤も着実に築かれてきた。

しかしながら、経済の成長は、わたしたちの生活を豊かにし利便性を高めたが、一方では環境への負荷を増大させ地域の環境のみならず、地球環境規模にまで影響を及ぼしている。

もとより、わたしたちは、健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、健康で文化的な生活を営む権利とその環境を次世代に引き継ぐ責務を有するとともに、わたしたちが限りある環境の中で、自然と共生しながら生活をしていく上で、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、わたしたちは、共に参加し、互いに協力し合い、ふるさとの健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いとやすらぎのある快適な住み良い環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

基本理念（第3条）

環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければならない。

環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

基本方針（第7条）

市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、生活環境を保全し、及び自然環境を適正に保全すること。

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

優れた自然環境と伝統に育まれた歴史的な環境その他潤いとやすらぎをもたらす社会的環境を保全し、創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

上記を実現するために、環境管理システムを整備・確立し、環境側面及び経済性、技術的可能性を考慮して、環境目的及び目標を定めるとともに、社会情勢を考慮し、これらを定期的に見直します。また、環境方針を全職員に配布して周知させるとともに、職員の教育、啓発に努め、環境意識の向上を図ります。さらに本方針をはじめ、環境管理システムに係る情報を、広く内外に公表します。